令和7年美濃加茂市教育委員会 1月定例会 会議録

1 開会日時及び場所

令和7年1月29日(水)午後3時00分から午後5時05分まで 美濃加茂市生涯学習センター2階 402研修室

2 出席者

(教育委員)

(事務局)

 教育長 古川 一男
 教育委員会事務局長 渡辺 明美

 委 員 武田 由美
 学校教育課長 明星 裕

 委 員 渡邉 博栄
 学校教育課課長補佐 長谷川 明子

 委 員 安藤 摩里
 教育センター次長 佐伯 好洋

 委 員 榊間 月絵
 教育総務課課長補佐 鷲見 省吾

 委 員 中西 東峰
 学校給食センター所長 松尾 和哉

- 3 欠席者 なし
- 4 開会 午後3時00分
- 5 議事日程等
 - (1) 教育長あいさつ
 - (2) 会議録署名委員の指名
 - (3) 会議録の承認について
 - ○11月定例会会議録

(5)議事

- ○議第1号 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(教育委員会所 管分)に関する教育委員会の意見について
- ○議第2号 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例に 関する教育委員会の意見について
- ○議第3号 令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会所管分)に関する教育委員会の意見について
- ○議第4号 財産の取得に関する教育委員会の意見について
- ○議第5号 美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- ○議第6号 令和6年度美濃加茂市教育委員会表彰の決定について

(4)協議・報告事項

① 美濃加茂市学校給食における食物アレルギー対応方針について

- ② 教育委員会行事予定等
- ③ 教育センター事業報告

(6) その他

(1) 教育長あいさつ

古川教育長

- ※教育長から開会のあいさつ
- ・令和7年に入ったっていうことで、これで一月も終わり、もうあと2月 も目の前に迫っているような状況になりました。
- ・報告とお礼ですけれども先日、1月16日の木曜日でしたけども、全国 市町村教育委員会の研究協議会っていうのが、オンラインで実施されまし たけれども、ご多用の中でしたけども、安藤委員と榊間委員にご出席をい ただいて、研修を受けていただいたという事でしたけども本当にありがと うございます。
- ・こうした研修の機会っていうのもお互いちょっと大事にこれからもしていきたいなっていうことを思っております。感謝申し上げます。手応えも何かありましたかね。

安藤委員

全国の200人ぐらいのオンラインなので、色々な地域の話を聞くこと ができて良かった。大変勉強になりました。

榊間委員

私が参加させてもらったのは、不登校という課題と地域と学校の連携という二つの課題に参加しました。日本中色んな所の自治体の方と一緒のグループでお話を。5人ぐらいなんですけど。課題っていうか、悩み事は日本中どこでも同じようなことを抱えてるんだなっていうことを特に感じました。

不登校に関することについても、まず未然防止っていうことについて、すごく考えないかんなっていう話もあったんですが。一つ私のグループの中に兵庫県の丹波市の方がみえて兵庫県立但馬やまびこの郷っていう30年前に不登校の子達対象の宿泊研修を作る所に関わったっていう方で、そこから全国に適応指導教室の設置が広がっていったっていう話から。それが今でも4泊5日で県内の色んな所からいつでも対応しているっていうような。ここへ来た子達は帰りは学校に戻りたいって言って帰っていきますって言ってて。一応一部ではそういう所にも行かないって色んな不登校の子達に状況が違う中でも、そういう事もやっぱり美濃加茂のあじさい教室とか体験活動を大切にしてくっていう事の大切さを感じました。

それからもう一つここはと思ったところで。地域と学校の連携っていうところで、やっぱりどうしたら良いかっていうところに関しては、地域コーディネーターっていう人がいるっていう、そういう誰か地域の中で学校が負担に思うような連携ではダメだし、その地域の人達になるためのそういう人達を選んでいるって。それはどうやって選出するんですか、選ぶんですかっていうところはやっぱり悩み事で。昔の校長先生で地域の事を知っている人とか、図書館の人は顔が広いから図書館の人って。どんなふうに選ばれてるかわかんないけど、そういう人にやってもらっているって。山形とか大阪の方からそういう話が出たんですけども。

もう一つちょっと思ったのは学校運営協議会。私もよくどのようにされるのかは知らないのであれなんですけど。話に出てきた中では子ども達もそこに参加しているっていう地域の話を聞きました。また、テーマをその中から決めていって、テーマごとに集まるメンバーが変わるというような、そういう地域と連携しているし、やっぱりまずはやっぱり今ある活動を持続していくっていうことを大切にことをしようっていうことよりも、やっぱりこの後ずっと繋いでいけるために継続していける活動にするってことが大切だなっていう話を感じました。それで、アンテナを立てていく。それから学生さんとか、それから企業なんかにも色々と声をかけていくっていうような事も話の中でありました。でやっぱり、ちっちゃい時からの繋がりでそこの地域を作っていくので、やっぱり、保育園、幼稚園の中の保護者同士の繋がりとかを大事にしていくと良いなということは色々勉強になりました。

一つすごく感じたのは、同じようなこの自治体の人達色々あったんですけど、どう考えても美濃加茂市はその子ども達、生徒児童数が多いなと思いました。その同じ人口でその児童数が大阪のベッドタウンのところだとか山形の方とか奈良のベッドタウンみたいな所があったんですけど、どう考えても割合的に美濃加茂市が児童生徒の数が割合的に多くてうれしいなと感じました。

古川教育長

ありがとうございます。美濃加茂市っていうのは人口が今こういう状況でも微増しているっていう都市の一つですけど。若い人が多いっていうところが、持続可能な町として岐阜県で一つだけ選ばれてるっていうのは、理由はそこにあると聞いてはあるんですけど。そうなんですね。ありがとうございました。また不登校の問題も本市においても重要な問題でもありますのでまたお力を貸していただきたいなという事を思っております。ありがとうございます。

また、国際交流の関係でも武田委員さんが色々動いていただいて。先日もダボの子達と絵画の交流をしていただいて。文化の森で展示していただいたり、国際交流っていう視点での体験活動って言っていいんですかね。そうしたことも文化の森でやっていただいて。ただ、ちょっと顔を出さずにいて申し訳ないなかったんですけど。お聞きすると子ども達がいっぱい集まって部屋に入りきれないような状況だったんですね。ありがとうございます。本当に。どんな感じでしたか。

武田委員

そうですね。その時小さいお子さんは親子で来てくださいって頼んだんですが、3年生以上の親さんも来たいっていうことで、親さんも一緒になったので。あそこの部屋が48名マックスなので、子どもさん40名っていう設定だったんですけれども。結局は親さん出てくださいねっていう状態でやりながらで。アボリジナルアートを皆さんで、ドットアートを体験したんですけど、その前にオーストラリアの話ですとか、あとはオリジナル。ちょうどオーストラリアデイだったのでその日が。そのお話をしたりして。あとダボのことも知らなかったっていう子もいたり、カンガルー像

があそこにあるんだよって言ったら、「今日行きます」とかっていうのもありましたし。いろんなことで海外に、オーストラリアだけではなくてもうちょっと目を向ける体験ができたのがとても良かったというアンケートたくさんありましたので。たくさん参加していただいて。いろんな小学校からみんな来ていただいててね。また何か考えたいなと思います。ありがとうございました。

古川教育長

ありがとうございます。今のお話で、ダボと美濃加茂市は交流をずっと続けてきていて。なかなかこういう交流が長年続いているところは全国的にもそんなに多くないっていう話を聞いてはいるんですけど。その中でも美濃加茂の市民の中でダボっていう意識がどのくらい高まってるかっていうご意見もいただいてるところですけども。今のような形で地道にこうダボとの交流っていうのを広げてみたっていうのは本当にありがたいなっていうことを思います。ありがとうございます。

報告ということでしたけども。1月入りまして、昨年度のこの会の時に地震があったり、その次の日には 飛行機事故があったりということで、もう正月元日からも立て続けに大きな事故があって、あの時の枕言葉にはもう本当に激動の年のスタートっていう話をどこでもするようなところだったんですけど。今年度はそういう自然災害とか事故、大きな事故もなくスタートできたということで、ある意味穏やかな令和7年がスタートできたかなということを思いきや、いろんなことが実はこの1月もありまして。ざっとこうお話させていただくだけでも、一つは年度初めにファックスで、爆破予告っていうのが学校にもどんどん増えてて。これ聞くと岐阜県内だけではなくて、県外にも全国的にもそういうふうに発信していたんですけど。内容的には、始業式の1時間後に爆発をするように油をしかけたっていうような内容のことなんですけど。これも大きな事が無く済んできたんですけれども。このことでも随分学校でも校内の改めて点検とか、始業式の時にも随分対応に時間とエネルギーを費やされたかなと思っています。このようなこともあってスタートをしました。

また二つ目あげるとすると、不可解なことが色々あって。美濃市の小学校の花壇に鹿の首が埋められていたっていうことで話が出たその次に、すぐに立て続けに関市でも発生した。関市の方でも同じような案件があって、なんかだんだん美濃加茂の方に近づいてるかなとかって思いながら。なんでそんなことをするのかっていう目的とかがよくわからない。誰がやったっていうこともわからないですけど。そこのところが本当に不安が高まるっていうなっていうことを思っています。これが美濃加茂にも来ないとは限らないので。ですけど、どう予防するってこともできませんので、ちょっと神経を使いながら対応していかないといけないなっていうことを思いながらいます。

それから長野県の駅前で刺殺事件があったということも、この1月の大きな事件だったですけども。そのあと、また岐阜市でも同じような案件があって、蓋を開けてみたら自分でのことだったということで、長野県の方も犯人は見つかったということですけども。こうしたことも改めて、今地

域との関わりっていうお話もあったんですけど、地域との関わりを大切にして開かれた学校っていうものを今推進している中で、こうしたあり方っていうところも大事な子ども達を預かっている学校現場でどういうふうに対応していかねばならないかっていうところをちょっと考えさせられる案件でした。実際に山之上小学校で先日ふるさと祭り、地域挙げてのお祭りを小学校で実施しました。その時も学校の学習発表会も合わせて同じ日にやったんですけども。実に地域の人がいっぱい集まってきて、それはそれで活気のある時間だったなっていうことを思うんですが。校長からあとからも聞きますと、本当に心配だったと。あの事件があって、何があるか。いろんな人が入ってくるのでっていうこともあって随分大きな影響のある事件だったなっていうことを思います。

それから、最後四つ目あげるとしますと、宮崎県の日向の方を震源とする大きな地震がありました。そのことも今になって随分昔のような感じがするんですけど。あの時に南海トラフの地震の臨時情報が発表されました。結果的にはすぐ評価検討会があって、これは直接大きな因果関係は認められる状況ではないっていうふうな判断で調査終了っていうことで、それでこの発表でもって対応は終わったんですけども。このあり方についても、改めてちょっと教育委員会としても考えていく必要があったってことを考えさせられた案件でした。去年の8月に初めてこの制度ができて、臨時情報が発表されて、これってどういうもんなんやっていうことを話をしたところでしたけども。その時にはこれはもうめったに、何十年に1回出るか出ないかっていうような意識が私はあったんですけど、こういうふうに立て続けに出てくるっていうことは、これからこうした臨時情報の対応についても考えていかねばならないなってことを考えたところでした。そのようなことを考えさせられた1月でした。

先ほど地域との連携、地域と学校のあり方っていう話もいただいたんで すけど。これ報告ですけれども、今美濃加茂市としましても学校運営協議 会っていうのを立ち上げまして、各学校に位置付けてコミュニティスクー ルっていうところを今推進をしていまして。地域と学校との繋がりを太く していく、地域も学校をしっかり支えていく、そういう地域づくりってい うものをしていくっていうことでやっています。それぞれの学校で歩みを 進めていく中で手応えとしては、地域との関わりっていうのが少しずつや っぱ強く、そして太くなってきている事が手ごたえとして感じます。地域 の人が色々と学校に入ってもらってます。読み聞かせなんかは以前からも あるんですけど、授業にも色んな形で入っていただいたり、中には小学校 の低学年の子が給食の準備がえらいだろうっていうことで、地域の方が準 備に入っていただいたりとか、こうした草刈りやなんかなど学校の環境整 備などにも色々ご尽力をいただいている。こうした動きのある中で今年特 にちょっと感じるのは、地域からの寄付が非常に多いんですよ。お金とか 本など子ども達にぜひ役立ってほしいっていうような思いで、複数今年度 いただいているところです。で、その中の一つに山之上小学校ですけども、 体育館に去年大型のファンをつけていただいたんですけど。あれは地域の 企業につけていただいてますけども。併せて夏暑いやろということで、屋 根にもその企業を独自の施工法で屋根にステンレスの幕を全面に貼っていただいて、施工していただいたっていうことでした。これも何百万の世界ではない工事を「おらが学校のためやったらやるわ」っていうような形で寄付をいただいてやっていただいたっていうこともあります。こうした動きがありがたいなっていうことを改めて地域にも支えられている学校になってきているなっていうことを思うと同時に、こうした思いに応えるべく学校教育と充実を図っていかないといけないなってことを改めて実感しているところです。

そうした中で色々これ二つ目の報告ですけども、子ども達や教員の方も いろんなとこで活躍してもらってるんですけど、二つお伝えします。

一つは文部科学省の方で、優秀教職員表彰制度っていうのは毎年ございます。今年も東京大学の方を会場にして、全国からその表彰する教職員を集めてということが1月17日にありましたけれども。今回は岐阜県を代表して、蜂屋小学校に在籍している栄養教諭の中島祐佳栄養教諭ですけれども、彼女がこの表彰を受け受けました。非常に名誉なことだなってことを思ってます。栄養教諭っていう立場で受けてもらったっていうのも、私は個人的にも嬉しいなっていうこと思ってるんですけど。学校給食の魅力を少しでも高めていきたいと。今日新聞にも蜂屋小学校の給食ことが出ていましたけども。そうしたような動きを一生懸命やって取り組んでいるっていうところを認めてもらえたっていうのはありがたいなっていう。こうした教員がいるっていうことを一つお伝えをします。

二つ目は、子どものことですけども、花壇設計コンクールっていうのが 実はありまして。岐阜県のレベルなんですけども。これに応募した子ども が最優秀。これ1人だけなんですけど、最優秀と優秀賞と優良賞に4人入 りました。全て加茂野小学校なんですけども。そうしたことで意欲的にこ ういうとこにも取り組んで認められたっていうところをお伝えをします。 この最優秀と優秀に入った生徒の花壇の設計なんですけども、4月から6 月にローズガーデンで全国都市緑化フェアっていうのが催されるようで、 わりあい大きな会ですけども。そこでこの子達の設計した花を実際に展示 するっていうことがあります。だからもし機会がありましたらちょっと見 ていきたいなってことを思っています。そんな事で職員と子ども達の活躍 ということで紹介をいたします。

それではただいまから美濃加茂市教育委員会令和7年1月の定例会を 開会いたします。

(2)会議録署名委員の指名

古川教育長

会議録署名委員の指名を行います。美濃加茂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和7年1月定例会会議録の署名者は安藤委員にお願いいたします。

(3)会議録の承認について

① 11月定例会会議録

古川教育長

次に、会議録の承認についてです。11月定例会会議録を事前にお送り しておりますが、訂正等はよろしいでしょうか。

特にないようですのでご承認いただいたという事でお願いします。

(4) 議事

議第1号 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃 加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(教育委員会所管分)に関 する教育委員会の意見について

古川教育長

では初めに「議第1号 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例及び美濃加茂市学校給食センター設置条例の一 部を改正する条例(教育委員会所管分)に関する教育委員会の意見につい て」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

渡辺事務局長

※資料を基に、美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(教育委員会所管分)に関する教育委員会の意見について説明。

- ・栄養士法改正により栄養士免許を取得しなくても管理栄養士となることが可能となりましたことから、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても職員の配置基準を満たすことができるよう省令が改正されました。それに伴いまして条例改正を行うものです。
- ・教育委員会に関しましては、給食センターの設置条例が該当します。美 濃加茂市学校給食センター設置条例の一部改正ということで、職員の配置 と職務の改正です。「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるもの です。条例は令和7年4月1日から施行です。

古川教育長

それではただ今事務局から説明がありました議第1号につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(委員:意見等なし)

それでは議第1号については議決されたものと認めます。次へいきます。

議第2号 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例に関する教育委員会の意見について

古川教育長

では「議第2号 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例に関する教育委員会の意見について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

渡辺事務局長

※資料を基に、美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例に関する教育委員会の意見について説明。

- ・7月に条例改正について皆様にご審議いただいているところです。あと 12月の時には、教育委員会の規則改正といたしましてご審議いただいた ものです。これに準ずる形で、市議会の上程にあたりまして最終のご確認 をお願いいたします。
- ・7月の時から加わったのは、使用にかかるルールの追加ということで第 5条から第7条まで。こちらの方は学校施設の使用の際に発生する使用権 の取扱いや原状回復義務について、第8条の損害賠償義務の追加というこ とです。第5条使用の許可の取り消し等から第8条の損害賠償の義務とい うところまでが加えたところです。

古川教育長

それではただ今事務局から説明がありました議第2号につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(委員:意見等なし)

それでは議第2号については議決されたものと認めます。次へいきます。

議第3号 令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会所管分)に関する教育委員会の意見について

古川教育長

では「議第3号 令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会所管分)に関する教育委員会の意見について」を議題とします。 事務局に説明を求めます。

渡辺事務局長

※資料を基に、令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会所管分)に関する教育委員会の意見について説明

・教育費の方に備品購入費とございます。こちらの方は名北工業株式会社の方から、会長様、社長様、会社からということで、各10万円ずつ合計30万円を地元の小学校の蜂屋小学校に活用してほしいという申し出をいただきまして、議会に上程するものです。今蜂屋小学校では何の備品を買おうかと色々頭をひねって、楽しいものや何にしようかということを考えていただいているところです。

古川教育長

それではただ今事務局から説明がありました議第3号につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(委員:意見等なし)

それでは議第3号については議決されたものと認めます。次へいきま す。

議第4号 財産の取得に関する教育委員会の意見について

古川教育長

では「議第4号 財産の取得に関する教育委員会の意見について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

明星学校教育課長

※資料を基に、財産の取得に関する教育委員会の意見について説明

- ・今回取得する財産につきましては、11月の定例会の中で、一般会計補正予算の説明の中でありました i PadWi-Fi モデルのことです。i PadWi-Fi モデル 5, 949台。これが今回取得する財産です。
- ・現在小中学校では令和3年度にタブレットを整備いたしました。タブレットの法定耐用年数。国税庁が定めている法定耐用年数は4年とされます。現段階で、バッテリー異常であったりとか基盤故障であったりとか、あるいはカメラの故障、そういったものが散見しておりまして、この状況が続きますと子ども達の学びの保証はできないということになります。
- ・したがいまして国の方が定めているGIGAスクール構想第2期、令和6年度から令和11年度というふうに定められておりますが、そのギガスクール構想第2期っていうところで、今回新しくタブレットを新しく買い直すということになっております。前回はwindowsタブレットでしたけども、今回はiPadWi-Fiモデルということになっておりますので、よろしくお願いします。
- ・この財産の取得に関しては、県の方の共同調達というものがございまして、令和6年7月22日にプロポーザル方式で提案・審査を行った結果、株式会社中日AVシステム、そして株式会社内田洋行。これは共同になりますけども、これが採用されることになっております。
- ・金額といたしましては、3億5,271万6,210円ということで、 契約は2月ないしは3月に行うこととしております。よって、金額的に2,000万以上ということになりますので、美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするということになります。

古川教育長

それではただ今事務局から説明がありました議第4号につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

もう1度確認ですけど、今回この財産として取得する台数は何台でしたか。

明星学校教育課長

5,949台でございます。内訳としましては、児童生徒5,163台、 教職員が360台、そして予備として422台、そして市教育委員会の方 で管理するものが4となり、合わせて5,949台ということになっております。

古川教育長

ありがとうございます。 今のこの 5,949台の財産の取得の内訳は 子どもだけではないということでございます。

よろしかったでしょうか。

(委員:意見等なし)

それでは議第4号については議決されたものと認めます。次へいきます。

議第5号 美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示に ついて

古川教育長

では「議第5号 美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

明星学校教育課長

- ※資料を基に、美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金交付要綱の 一部を改正する告示について説明
- ・この交付要綱ですが、今中学校部活動の地域移行そして地域展開ということで国及び県が進めています。もちろん市の方でも地域移行・地域展開っていうことを進めまして、その一つとして保護者が主体となって運営しているグラフをそれぞれ設置をしていただく。その設置に関わる補助としてこういった要綱を定めているというものです。
- ・この補助の中身ですけれども、もちろんその子ども達の活動に関わる保険、そして指導者講習、そして指導者の保険っていうことが内訳になっております。この要綱ですけれども、これは令和5年度に策定をしたもので、その当時、保護者のスポーツ保険の保険代が1,500円でした。それが令和6年度、今年度からこの保険が上がりまして1,800円に改定をされたということに伴いまして、この要綱を定めたというような状況です。・従いまして、改正前が1,500円、そして改正後は1,800円とい
- ・従いまして、改正前が1,500円、そして改正後は1,800円というふうになっておりますが、そのような理由でもって改正をするというようなことになっています。

古川教育長

それではただ今事務局から説明がありました議第5号につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(委員:意見等なし)

それでは議第5号については議決されたものと認めます。次へいきます。

議第6号 令和6年度美濃加茂市教育委員会表彰の決定について

古川教育長

では「議第6号 令和6年度美濃加茂市教育委員会表彰の決定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

長谷川課長補佐

※資料を基に、令和6年度美濃加茂市教育委員会表彰の決定について説明。

・美濃加茂市教育委員会表彰要綱に基づき、美濃加茂市教育委員会表彰「あじさい賞」(小学生の部)の被表彰候補者及び選考理由について説明。

古川教育長

ここで切りましょうか。では今あじさい賞個人表彰の部の小学生の部の 表彰について選考の結果を提案してもらいましたけども、このことでご質 問等ございますでしょうか。

3番の古井小学校の尾関さん。これ何をやったのかというと、スケートボード。

長谷川課長補佐

そうです。スケートボードでいろんな分野があるみたいですけど、この ストリートオープンプロという競技の部門がありましてそこで優勝され ました。

古川教育長

競う競技大会で。世界大会。

長谷川課長補佐

そうですね。この方は直近の世界ランキング45位ということで、このロックスターエナジーオープンというのにも出られてたということで、かなり世界的には上位のレベルにある子なのということで確認しております。

古川教育長

分かりました。将来的にオリンピックにも出場するかもしれないという。

長谷川課長補佐

美濃加茂の企業さんとも契約されているみたいでプロとして活躍をされてるような方です。

古川教育長

二つ目ですけども4番の古井小学校の祖父江さんなんですけども、これ 二つの部門で丸がついているんですけど表彰はどういう。この子は二つ表 彰を受けるっていうそういう認識でいいですか。

長谷川課長補佐

賞状に推薦がありました項目を記載するような流れになりますので、賞 状は1枚です。そこにこれとこれが受賞の対象になりましたというのを記 載する方法になります。

古川教育長

わかりました表彰は一つで。

長谷川課長補佐

賞状は1枚にします。

安藤委員

団体から個人へ推薦をとかはありますけども、団体への切り替えがある んですけど、これの基準がちょっとわからなくて。例えば6番は団体に切 り替えていますが、チームが賞をとったから団体に切り替え。

長谷川課長補佐

はい。今回のこの表彰につきましては美濃加茂市に在住、在学するということで。その団体の構成メンバーとして、その拠点が市外であったり市外の子が多いっていう場合ですと、その団体を表彰するというよりは、そこに所属している児童生徒の方を表彰するということで切り替えをお願いしております。この半布里ジュニアは富加方に拠点がありまして、美濃加茂市に通っている、双葉に通っている美濃加茂市の子であったり、あとは美濃加茂市に住んでいる子で半布里ジュニアに所属しているということで、美濃加茂市の子が大変多くいる団体になってますので、そちらにつきましては団体として表彰するというような形です。拠点が市内やこの近辺にある富加かにあるか。また構成メンバーが美濃加茂のメンバーでかなり固まっているかというところで、団体か個人かということで振り分けをしています。

古川教育長

ありがとうございます。そうですね、これと住み分けると。その他よろ しいでしょうか。1人取れなかった子については、地区大会での2位とい う事で規定には入らないと。

長谷川課長補佐

スポーツにつきましては県大会優勝というのが一つの基準として設けさせていただいておりますので、今回中濃という限られたエリアで2位という成績でございましたので、今回は対象外というふうに判定し、事務局案として提案させていただいております。

古川教育長

中濃地区大会っていうと、県大会よりも上位の大会になるのかなとも思うんですけども。

長谷川課長補佐

中濃地区大会を経て県大会に行くというステップを踏んでいるスポーツが多いですので、こちらは県大会に行く前の段階のレベルの大会になるのかなということで判断をさせていただいております。

古川教育長

これは勝ち抜いていったっていうことではない。

長谷川課長補佐

そうですね。条件としても、これに対する予選があるということは両方からはちょっとなかったものですから。参加人数も少し少ないということもありまして。また主催、共催というところにも公式な団体ということもないということもございましたので、トータル的なとこを踏まえまして、今回は対象外とさせていただきました。

古川教育長

はい、わかりました。 よろしいでしょうか? それでは 次に進んでください。

長谷川課長補佐

・美濃加茂市教育委員会表彰要綱に基づき、美濃加茂市教育委員会表彰「あじさい賞」(中学生の部)の被表彰候補者及び選考理由について説明。

古川教育長

中学生の個人競争の部の選考結果について話をいただきましたけれども。何かご質問とか聞いておきたいこと、ぜひ。よろしかったでしょうか。 1番ですが、これも全国レベルの大会ではあるけれども、特選っていう事なんですね。特選は3,000以上の中の一つである。そういうところが一つの採用しない視点ですよね。

長谷川課長補佐

そうですね。数が多いということもありまして、作品展示も特別賞、大賞というところで、少しこの区切りが上位二つと違うというところもありますので、割合としてはかなり上位ではあるんですけども、数を考慮しまして今回は対象外といたしました。

古川教育長

よろしいでしょうか。

では個人表彰の部の中学生。ありがとうございます。はい。続きまして、 団体の表彰の部。

長谷川課長補佐

・美濃加茂市教育委員会表彰要綱に基づき、美濃加茂市教育委員会表彰「あじさい賞」(団体表彰の部)の被表彰候補者及び選考理由について説明。

古川教育長

はい、ありがとうございます。団体表彰の部について選考の結果を話してもらいました。何かご質問点、ご意見ございませんか。

団体の3番、これ団体表彰。

長谷川課長補佐

そうですね、こちらは令和4年度にも同じく半布里ジュニアさんに団体 賞として受賞しているという実績もございまして。活動メンバーも美濃加 茂市、また双葉の美濃加茂市在住の子ということで大変多い、みのかもの メンバーが多い、占める割合が大変多い団体ということになっております ので団体として受賞ということで提案させていただいております。双葉中 さんからも団体として推薦いただいておりまして。

古川教育長

この子って個人の部でも同じような内容で表彰を受けているんやね。

長谷川課長補佐

この中で重なっているのは13番の方。この表を作る上でのこの団体の 代表とさせていただいておりますが、メンバーの中で重なっているのは中 学生のうちの13番になります。こちらは個人で半布里としての活動の表 彰になっておりまして。こちらは半布里ジュニアということになっており ますので、賞状としましては個人に半布里の活動の賞状を渡して、半布里ジュニアの団体に賞状をお渡しするというような形での表彰になります。

古川教育長

そういう事。ジュニアとシニアの違い。ジュニアのチーム。

長谷川課長補佐

そうですね。表彰の対象が違う、活動の対象が違うということになって おります。別の部門で受賞されたということになります。

古川教育長

今回のあじさい表彰の中で二つ表彰受けるっていう事やね。団体の方でも。

長谷川課長補佐

そうですね。お名前としては二つに上がる形になります。賞状としては、個人での半布里の活動で1枚と半布里ジュニアで1枚の賞状になりますので。

古川教育長

それでは今、個人の小学校、そして中学生の団体であと一つずつご意見をお聞きしましたけど、総括として全体の中で何かお気づきの点、聞いておきたいことございましたら。

よろしかったでしょうか。

榊間委員

順位がはっきりしないというか、そういうの難しいんですけれども。中学生の12番とか。どれだけ自分が好きなことを追求して、しかもそれを社会の中でしているっていう地道な活動っていう感じがすごくして良いなっていうふうに思ったんですが。その基準っていうと、難しいと。そういう子達にも、推薦が来たんでそういう事を取り上げられたりするような場所としてあるなら良いなと思ったんですけども。なかなかこういうことって、スタートは保護者の人と一緒に始まってるかと思うんですけど、だんだん自分のものになってきている足跡を見るとどこかで。でもこのことを知っていて推薦した方が本人推薦って事ですか。本人が推薦という事で。

長谷川課長補佐

はい。こちらは学校から推薦をいただいておりますが、学校長名で推薦をいただいております。活動内容につきましては、団体さんの方から詳細を頂戴しまして、これだけの活動をされているということで報告を頂戴しております。

古川教育長

そういう事ですか。うん。なんかすごいなっていう思いがしちゃったんで。自分の力でやってっていうか、指導者があるとかそういうことではなくして、その自分で取り組んでるんだなっていうことを感じてすごいなって思ったので。対象になるような基準があったりしたら良いのではないかなっていう。対象の基準っていうところの中でっていうふうに感じたんですけども。今回対象になるかとかは別として。

長谷川課長補佐

ご意見頂戴できたらと思います。

古川教育長

活動の中身はご指摘のように本当に良いものだと。今回この規定とは直接関わってこないところなので。

安藤委員

これ奉仕部門なので社会奉仕に貢献とは言えないのであれなんですけ ど、例えば対象者が4番の「地域社会の人々の心に明るい灯をともした者」 は該当するんじゃないかなと思ったり。部門が違えば該当しないかなと思 ったりはしますね。確かに。これ4番はどういう人を指すんでしょうか。

古川教育長

表彰要綱の第6条第1項第4号ですね。

安藤委員

4番はどういう人が対象になるのか具体的に分からなくて。もしかした らこういう人も入るんじゃないかって思ったり。本人が奉仕部門で修正し てきているって事やね。学校が。

古川教育長

そうですね。はい。学校長がですね。

安藤委員

学校からの推薦で。そこを「この4だったらどうでしょう」とかそうい うやり取りはない。

長谷川課長補佐

審査会の前にそこまでのやり取りは行っていません。

古川教育長

奉仕っていう所から推薦を受けてって事ですね。奉仕っていう視点から 見るとちょっとその規定にははまらないという判断で。

長谷川課長補佐

市民団体の中での活動というところになりますので。例えば他のこういった何かのボランティア団体に所属している子達が他にもいて、そういった方達が全て対象になるのかっていうところが、色んな視点で見た時にこの子が地域社会に対してってところをどこまで捉えれるのだろうと少し難しい所でしたが、対象外という形で事務局としては考えました。

古川教育長

活動そのものはようやってるなっていう。社会奉仕とか善行っていうところが。そうした部分でいくとまたグループの中で一生懸命取り組んでいくっていうそういう評価。よろしいでしょうか。

長谷川課長補佐

ご意見いただけたら。

安藤委員

そういう人が今まではこういう表彰の推薦がなかった人が、そういう人がもっと出てくるといいなっていう希望といいますか。ボランティアとかこういう子ども達がそういうことに興味を持つきっかけにもなると良いかなとは思います。

長谷川課長補佐

記録がある中でも過去の実績としましては、個人の方にこういった奉仕という表彰を受賞した記録が特にないもんですから。今回もし対象になれば一つの基準にはなるということになりますし、過去ですと、団体として山手小の児童会ボランティアが受賞したという実績がありますので。そういったのとはちょっと活動内容が少し異なると言えば異なりますし、どういった形でこれを受賞とするかというとこはお諮りしたいところではございます。

明星学校教育課長

ここの判断も実を申しますと事務局の方も非常に迷った内容でございます。例えば、メダカの学校というところで可児市の環境市民団体っていうところもあります。じゃあ一方同じように考えていた時に、美濃加茂市のボーイスカウトの団体も同じような清掃活動であったり、いろんなことをやっているってことは間違いない。で、その子達も広げていくものなのかどうかって言ったところが、実を言うと線引きがなかなか難しかったというところで。実はここはカットっていうところになってしまったんです。私の中で。で、もしこれがお認めっていうところになった場合については、それこそボーイスカウト、他のいろんな団体というところも裾野を広げるっていう意味でいくっていう方向であればそれでいいのかなと思いますが、線引きがなかなか難しいっていうところがありまして、今回についてはなかなか判断が困ったっていうのが私達の所見でございます。

古川教育長

善行とかそういう奉仕に取り組んでいる段階っていうのは、やっぱ色々こうあるかとかですね。そういうどこまで認めていくかっていうところ。その辺のところを勘案した上での判断であったという事ですけども。

明星学校教育課長

ただ入れても良いかっていうその視点としては何かっていうと、これが 小学校3年生からやっているっていうところから考えていくと、この中学 校3年生の出口の段階の中では認めてもいいのかなっていう人道的な思 いも実をいうと私達の中にあって。ここは実を言うと迷ったところです ね。ここをちょっとご意見いただけると、私達の中でまた再度きちんと見 ていくっていう形もあります。

古川教育長

今の形で中学校3年生だとあじさい賞の受賞資格とすると今回が最後となりますね。事務局の今の判断の苦しさっていうところの話を聞いたんですけどどうしましょう。いかがでしょう。

明星学校教育課長

難しいです。ほんとに難しくて、僕は。はい。

榊間委員

清掃活動っていうところにしておけば、今言われたように奉仕かと思うんですけども。ボーイスカウトや他の活動、ボランティア活動っていうのは、その一つの柱になってて、そのうちの中での活動かってこと。もともとボーイスカウトの憲章の中にある活動の一つとしてやっていて、子どもが自分ちもやってたんですけど。自分からすごくそのことを担ってるって

いう。で、こうやって考えるとこの子はすごく自分からするような感じが すごくするのと、それとこのカワゲラの講師をするとかいう、そういう自 分の好きな学習の分野を深めているんじゃないかって気がして。学習・文 化の分野なんかも、基準が作品を出すとか表彰されるとか、そういうこと が結果として取り上げられているんですけども。学習とかそういう分野に ついては、そういうところでは計れない。研究分野なんかもそうだと思う んですけど。そういう事で見ていくと、この子の環境に関する追求の態度 というか。それが講師をやったり、清掃に向いているというそういうすご く自主的な活動を感じるので。さっきも言った小学校3年生から、今中3。 この後もきっと続けていくのではないだろうかっていう、そういう環境に 関するこの子の将来というか、なんかそういうのが見えてくる気がして。 奉仕とかっていうとボーイスカウトとかもきっと並んでくると思うんで すけども。この文化学習的なそういう感じがすごくするのでそういう意味 で評価されつつ取り上げられると、この先のそういう自主的に自分で見つ けていくが学習とか目が向くというかそんな感じがして。推薦は奉仕部門 かもしれないんですけれども、基準的にそちらではない方で、適当である と認められるものみたいな感じに書かれているので。そういう特別文化の 対象など考えられたら。なんかこう取り上げることによって、みんなにこ う投げ掛けられるような気がしました。

長谷川課長補佐

メダカの学校さんは月に1回ぐらいの活動がメインだそうですので。年はざっくり言いますと12回ほどの活動ということになります。小学校1年生で1回ですけども、3年生の時は8回ということで、かなりの回数参加されているという実績は確かにお有りなのかなというふうに思います。

古川教育長

そうした部分は主体的な活動、取り組みっていう部分もあることはあるんで。団体の活動の中だけで収まっているっていう事ではなくて、この表彰の目的は何なのかというと、こうした取り組み、子ども達の取り組みを検証することによって明るい社会風土の醸成と青少年の健全育成に資するっていう、そういうことを思っていくと、うまく表彰の対象としても、他への影響っていうのが良い意味であるのかっていうこと。それから3年生から中3までこうずっと継続して、毎年こう継続して取り組んでいるっていう視点と。これが最後の表彰、最後の節目であるっていうことを考慮すると、検証して認めてやるっていうことも。一つはこうしたことをどういうふうに広げていくかっていうところ。そこら辺の線引きが非常に曖昧なところが苦しいところだなと思います。

明星学校教育課長

目的に照らし合わせていった時に、この表彰要綱の第6条第1項第5号ですよね。「前各号に掲げるものが教育委員会で表彰することが適当であると認める者」っていうところが認定されておりますので、今後のその活動であったりとか、あるいはこの広がりっていうことを期待をして、そして表彰するというところに名前を連ねるっていう形を取るっていう形でよろしかったでしょうか。

古川教育長

奉仕とか善行ってじゃあさっき安藤委員さんが言われたように何がどうなんやっていうところも難しいところ。そうした時点で、どういうのがどうっていうよりもその活動の値打ち。

明星学校教育課長

分かりました。

古川教育長

中身のある自分の趣味だけではない他に広がるような活動である事と、 それも継続して進んでやってきたっていうこと。そうしたことを見ると、 今事務局の方も話があったけれども 教育委員会が表彰することが適当で あるっていうふうな視点でその値打ちをしっかりと認めて広げていきた いっていう視点で。説得力はあるかなと。

明星学校教育課長

分かりました。

古川教育長

いかがですか。よろしいでしょうか。ご意見いただきまして。事務局の 方は、これ色々勘案していただいて、対象外というふうでしたけれども、 ちょっと一旦そうした視点に切り替える形で、その活動の取り組み方とか 取り組みの内容の値打ちっていうのを広げてやる。そういう値打ちがある ということで表彰対象っていうふうに認めていくようにちょっと検討し てもらえるでしょうか。

明星学校教育課長

分かりました。

古川教育長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。色々ご意見いただきまして。本当に大事なことなので。 その他なんかお気付きの点、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

(委員:意見等なし)

ありがとうございました。色々ご意見いただきまして、事務局も本当に ご苦労様でした。決めていく過程っていうのは随分時間を使って意見を出 し合いながら進めていただいたことと思いますけど。ありがとうございま す。そうしましたら今話がありましたけども、ちょっと勘案していただい て検討いただければなというふうに思います。

それでは議第6号については議決されたものと認めます。次へいきます。

(5)協議・報告事項

① 美濃加茂市学校給食における食物アレルギー対応方針について

古川教育長

では「美濃加茂市学校給食における食物アレルギー対応方針について」をお願いします。

松尾学校給食セン ター所長 ※資料を基に、美濃加茂市学校給食における食物アレルギー対応方針について説明。

- ・アレルギー対応方針案につきましては、令和5年3月に教育委員会の方から諮問を受けて、学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会の方で検討協議を進めてきました。6回ほど委員会を開催しまして、先日1月16日に対応方針案ということで教育長の方に答申をしたものです。
- ・今まで明確にこういった方針というのがなかったもんですから、今後この方針が策定されましたら、この内容に沿ったことで今後給食の方の提供をしていきたいというふうに考えております。基本的なところにつきましては、方針案の対応方針7箇条というところの部分が基本となりまして、これに基づいて今現在美濃加茂市の給食センター施設でどのような対応ができるのか、学校の方でどのような対応ができるのかというのかっていうのが検討されました結果、美濃加茂市食物アレルギー対応に対する基本的な考え方ということで、今後進めていく内容について大まかに記載があります。
- ・これを受けまして、第5章とか6章におきましては、給食センターの施設であったりとか学校の方であったりとかでどのような対応をしていくかということが記載してあります。今後今までやっていなかったものとしましては、除去食対応をできるように準備を進めていくということと、飲用牛乳につきましては、代替としてお茶を提供するといったような方向で進めていきたいと思っております。
- ・今後につきまして、この対応方針案を基に、来月には市民の方にパブリックコメントを実施して御意見を求めるとともに、また市の方で内容を検討しまして今年度末にはこの方針を策定したいというふうに考えております。方針が策定されましたら、それに基づいて順次対応できるように準備を進めていってこの方針に沿った内容で給食が提供できるように進めていきたいというふうに考えております。

古川教育長

ありがとうございます。対応方針の案ということで報告をいただきました。 美濃加茂市としての食物アレルギーの対応という事ですがよろしいでしょうか。

榊間委員

除去食対応されるという事ですごく大変な事をこれから考えていかれるんだなと思います。感謝しなければと感じました。飲料牛乳の代替という事でお茶を提供するっていうふうにここにあるんですけども、紙パックとかそういうので対応するという事ですか。

松尾学校給食セン ター所長 そうです。今のところは紙パックのお茶を牛乳の代わりに提供しようというふうに考えております。

榊間委員

金額的には同じですか。

松尾学校給食セン ター所長 金額的にはほぼほぼ同じ金額になります。

榊間委員

それで、よく牛乳アレルギーでなくてもなんかゆるくなるとかそういうことをおっしゃる方がよくあるんですけど、希望するっていうふうじゃなくて、アレルギー対象の子だけっていうふうにするっていうか、その保護者の希望っていうか、申告によって牛乳をこちらに変えることができるという、そういう基準。

松尾学校給食セン ター所長 この方針作成された後に、今度対応マニュアルというのをまた検討して 作成していく予定でおります。対応マニュアルの中にどのように対応して いくかというのを具体的に書いて、記述して作っていく予定なんですけれ ども。今事務局の方で考えておりますのは、医師の診断書若しくは医師が 牛乳が飲めないという判断をされた方についてのみお茶を提供するとい うふうに変えさせてもらいたいと思っております。

榊間委員

わかりました。で、いらないっていう人も給食費の中ではそれを減額することはないっていうふうに書いてあるので、牛乳・お茶がいらない人の給食費っていうのはないという事ですね。全員給食費は同じという事ですね。

松尾学校給食セン ター所長

はい、その予定で今は進めたいと思っております。

榊間委員

はい、分かりました。

古川教育長

よろしいでしょうか。牛乳も含めて嫌いだから食べたくないとか飲みたくないっていうそういうのは対象には大原則しないということで。子ども達の成長期の中での貴重な栄養源であるものはできるだけ食していくような方向で考えていきたいっていう、そういう方針ですね。

その他よろしいでしょうか。

では次へ行きます。

② 教育委員会行事予定等

古川教育長

では「教育委員会行事予定等」をお願いします。

明星学校教育課長

※資料を基に、教育委員会行事予定等について説明。

・2月19日です。ここでは、実践論文表彰式及び今ほどご協議していただきましたあじさい賞の表彰式がございます。またこのあじさい賞の表彰式につきましては、またご参列していただけるのは非常にありがたいですので、よろしくお願いします。

- ・2月26日です。この日につきましては定例会が行われますけれども、前回中間報告会という形で行わさせていただきました特色ある学校づくり補助金の令和6年度の最終報告、併せまして令和7年度の査定っていうことで行わさせていただきます。お時間としましては10時からっていうことになりますので、この日は終日になろうかというふうに思います。また案内の方については皆様の方にお送らさせていただきます。
- ・3月7日です。これが中学校の卒業式の日になります。

・3月25日です。これが小学校の卒業式になっておりますのでご確認をお願いします。それぞれの学校の中で告辞をしていただくことになります。古川教育長につきましては、太田小学校及び西中学校2校にまたがりますが、よろしくお願いします。渡辺委員につきましては、古井小学校と併せて東中学校ということになります。そして榊間委員につきましては山之上小学校。そして安藤委員につきましては伊深小学校。中西委員につきましては三和小学校。そして武田委員につきましては山手小学校と双葉中学校ということになります。またその告辞の文書等につきましては、こちらの方でご準備を差し上げますけれども、この日に行っていただくっていうことをご確認ください。

古川教育長

ありがとうございました。2月・3月の行事の中でまた教育委員の皆様 方にもご出席をいただきたいことがありますので、チェックの方よろしく お願いをいたします。

また今卒業式と入学式の話はまた具体的にないですけど、一応表ととしても示していただいたんですが。このことで何かお気付きの点がありましたら。よろしいでしょうか。

今まで行っていただいたことも勘案しながらの配置を考えていただいたっていう事。また具体的には後日この件については連絡をさせていただくという事でよろしくお願いいたします。

安藤委員

入学式の予定は決まっていますか。

古川教育長

入学式は4月7日の月曜日です。今お話がありましたけども卒業式については、教育委員会としての立場で告辞を行うということでお願いいたします。入学式については特にありません。ないっていうことです。突然なんか降ってくるようなのはないようにします。

明星学校教育課長

事前に良く学校には伝えときます。

古川教育長

はい。

その他よろしいでしょうか。 では次へ行きます。

③ 教育センター事業報告について

古川教育長

では次に「教育センター事業報告」をお願いします。

佐伯センター次長

※資料を基に、教育センター事業報告について説明。

<研修・研究事業>

- ・2月12日ですが、教育センター運営委員会を予定しております。校長会、教頭会、それから小学校・中学校の代表の先生方にご参加いただいて、今年度の活動状況等報告をさせていただきながらご意見をいただく。そして最後には岐阜大学の益川先生の方からご助言いただくということで、今年度のまとめをしていきたいというふうに思っております。
- ・それから実践論文については、表彰式が19日の予定です。今年度の実践論文の審査結果は、最優秀賞4名、優秀賞6名、そしてそれ以外の入賞となっております。最優秀賞の4名につきましては可茂地区の方へ推薦をさせていただいて、また選考を経て岐阜大学の実践論文審査の方に進むものが出てくると嬉しいなというふうに思っております。

<不登校対策関連事業>

- ・12月の長欠状況報告でございます。前月と大きな変化は見られておりません。前年度比でいきますと、小学校の方では不登校がプラス10、中学校ではマイナス4ということで小学校の方で若干増えているような状況ですが、前月までの状況と比較しますとほぼ横ばい状態ということで大きな変化は見られておりません。ですが小中合わせて全体として7日以上の長欠報告に上がっている児童生徒は156名ということで、多い状態が続いております。
- ・10月に開設しましたフリースペースについては、12月の利用者は小学校の方で3名、中学校の方では0ということになっておりますが、1月に入りまして1名中学生も利用に訪れた生徒が出てきております。加茂野の交流センターの方でフリースペース開室していますので、そこへ来て読書をしたり準備してあるボードゲームやカードゲームをして、ちょっと職員と活動をしたりとか。それから体育室がありますので、そちらの方でバドミントンやバスケットのゴールが一基ありますので、そちらを使っての運動などをしている活動を行っております。

<発達相談・特別支援関連事業>

・発達相談12月、1月の人数についてです。年度末に向かってきてそんなに多い相談状況ではありませんが、やはりまだまだ家庭であったり学校の方での勉強状況についての相談が若干入ってきています。それから今月から教育センターの方でのカウンセリング、今まで1名の体制で来ておりましたが、やはり相談される方は母親が多かったりとか、それから児童生徒でも女の子もいますので女性のカウンセラーのニーズもありましたので、これまで教育センターの方でWISC(ウィスク)の検査等担当していただいていた臨床心理士の先生。それから現在東中校区の方でスクールカウンセラー業務に当たっていただきます先生の2名にもご対応いただけるような体制が整っております。まだ具体的に活用はできておりませんけれども、各学校にもこのように案内をしておるところでございます。

<教育センターに関するアンケート>

- ・今年度の教育センター活動について各学校の先生方にアンケート、ご意見をいただくということでアンケートを取りました。330名程の方からいただいた回答がグラフであったり、色々なご意見を一つ一つをまとめてございます。またお時間のある時にぜひご一読いただきたいなというふうに思います。
- ・今年度教育センターで行った講座の中では、保護者対応の生徒指導研修 であるとか、それから教育相談の研修、また授業力向上といったところで は先生方の満足度と言いますか色々な学びが多くあったというご意見を いただきました。
- ・今後の学びたい内容について、先生方のニーズ、思いからいきますとやはり授業力向上、それからタブレットも今後新しいものに更新されるというお話もありましたが、ICTの活用についての先生方のニーズは高いです。それ以外にも授業力向上であったりとか、学級経営、特別支援教育、教育相談といったところの希望が多いですので、こういった意見を踏まえながら令和7年度の研修を今計画しているところでございます。
- ・タイアップ研修というのは、各学校が校内研究の中で研究授業を行っての研究会を持つんですが。そこに他の学校の先生方も参加して良いという形でご案内をしているところです。ただ意見の中にあるように、なかなか学校が離れられない。自分の学級があったり授業があったりということで、学校を出ればそこに補充の教員を充てなければならないということになりますので、そういった点では外へ出にくいといった御意見もいただいております。それから、科学の広場やプログラミング体験等市民の参加講座については、基本的には学校の方にはご負担をかけないで子ども達に様々な体験をしてもらいたいということで企画しておりますのでおおむね好評な意見をいただいております。
- ・児童会・生徒会新聞づくりについては、子ども展の中で展示をさせていただいて参観者の方々にこの新聞についてもご覧いただくような形を取りました。そして、冬休み明けて今現在、2週間ごとのスパンでグループを組みまして各学校巡回展示を行っておるところです。見ていただいた方々のご意見としては、内容としてはいろんな学校の動き等を掴むことができて参考になるといったご意見もある一方で、やはり各学校の児童会や生徒会の担当の先生方にしてみると、日頃子ども達を動かすことだけでも大変な中でこういった作業がちょっと入ってくることについてはちょっと負担があるよといったご意見もいただいております。
- ・不登校対策、あじさい教室等の運営についてご意見をいただいております。あじさい教室については今現在お試しも含めて20名を超える児童生徒の通室状況がありまして、学校になかなか向かえないお子さん達にとっての支えにはなっているのかなというふうに捉えております。それからフリースペースについても同様のご意見ですが、ただなかなかこの内容がよくわからないとかもっと保護者に周知をしてほしいというようなことで、現在内容等が具体的に伝えられるリーフレットの作成等に取り組んでおるところでございます。

・特別支援につきましても、発達特性を元にしたいろんな行動特性に困り 感を抱える現場の先生方も多いので、教育センターからは特別支援教育の 係長であったりとかスーパーバイザーの者が学校を訪問して、子ども達の 様子を見ながらコンサルテーション、指導、助言をするような巡回相談を 行っておりますが、そういったものは先生方にとって日頃の困り感を少し でも解決する手立てになっているのかなというふうに感じております。 色々ご意見いただきましたので、冒頭にも言いましたセンター運営委員会 等でご報告しながらまたご意見いただいて、来年度のより良い運営に生か していきたいなというふうに思っております。

古川教育長

ありがとうございました。教育センターの方より取り組みの報告、事業 報告をしていただきましたけど、何かご質問等ございますか。

子どもの居場所ということであじさいフリースペースっていうのは今年度詳しく立ち上げて進めて、状況もお話をいただいてご理解いただけたらなというふうに思っていますけれども。今現在3名が利用している。

佐伯センター次長

これ12月の報告なので、1月から利用開始した子が1名いて、今現在 実績としては4名。

古川教育長

もちろん毎回コンスタントに終日いるっていうことではなくて、自由に 子どもの意思に任せているっていう事ですね。

ご質問ございませんか。

では、以上で協議、報告事項は終わります。

(6) その他

古川教育長

その他はありますか。

明星学校教育課長

はい。よろしくお願いいたします。1年単位の変形労働制についてです。 岐阜県の方につきましては、令和7年4月に、あともう2ヶ月少しですけ ども。4月1日からこの1年単位の変形労働制というのが実施されること になりました。それに従って、市としてもこの制度っていうものを導入し ていかなければいけないということなんです。1年単位の変形労働制のそ もそもの目的は何なのかっていうことなんですけども。学校においては繁 忙期もあったり、ないしは閑散期もあると。研究授業、研究開発を行って いるそういう時期であったりとか、何しろ年度始めの業務が忙しい時期も ある。一方として長期休業期におけるその閑散期と呼ばれるそういったも のに対して、ある一定の労働力っていうものを必要な部分として配分をし ていきましょうと。1日あたり7時間45分という勤務時間を、ある本当 に忙しい時には長くすると。一方として長くなってしまったその部分を、 例えば夏休みの勤務時間の中から減じていくと。そうすると凹凸が出てく るというような状況です。そういった変形労働制っていうものを組んでい

くことによって、先生方のその働き方改革であったりとか、ないしはリフ レッシュをできる日、時間というものを確保したり、ないしは教育効果的・ 効率的なその教育っていうものを実施していこうっていうことが趣旨と してありまして、こういった変形労働制っていうものを組むことになって おります。具体的には、4月・5月・6月の余分に働いた時間帯。これを 7時間45分で除していった時に5日分ができるから、8月の勤務日をこ の休日5日間分として休日にしますよっていうような感じで変形労働制 を組んでいくというようなものでございます。これが令和7年4月1日か ら美濃加茂市の中でも行っていくというような状況。ただ、そうしていく わけなんですけども、色々と規定を設けなければいけない。市で申します と、学校の管理規則を改正しなければいけないっていうことと、具体的に どういった運用があるのかっていう要綱を定めていくっていうところが 大きな二つになる。学校はこれを認めるか認めないか学校長に権限がある ので、A先生はこの日に休みました、B先生はこの日に休みますとなって しまうと、夏休みにおいて会議を設定できなくなってしまう恐れもある。 従って各学校の方では、きちっとその労働時間を管理するということであ ったり、1年間どんな行事がどんな会議がどんな研究会がいつ行われるの かっていうカリキュラムをきちっと整えていかなければ対応できないと いうことで、今後やるべきその内容としては、市では規則を制定します。 具体的なその中身的なもの自体は学校が整えていくということで、役割分 担をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。なお、この 規則改正等、学校管理規則の改正等につきましては、教育委員会でお諮り をし、そこで決定をしていただくってことになりますので、2月の定例会 ないしは3月の定例会の時に話題にさせていただき、皆様の方でご意見を いただこうというふうに思っておりますのでお知りおきをください。

古川教育長

はい、ありがとうございます。1年単位の変形労働時間制についてということで。これ県のレベルでこう進めていくというそういう話でした。これも4月、来年度から執行していくことです。はい。で、色々細かいところを聞きたい、疑問に思うところが出てくると思うんでいかがですか。教員ですね、対象は。子どもではなく。基本的にこれ長期休業の期間の中を振り替えてやっていくっていうのが大原則。

明星学校教育課長

そうでございます。はい。

古川教育長

今でも夏休み期間中、職員の方は会議を設定しないっていうところを続けていまして、そういうところは基本的に休み、学校に来ないよっていう ふうに話をしてるんですけど。それは年休で。

明星学校教育課長

年休で対応します。特別休暇及び年次休暇にて対応しておりますので。

古川教育長

そうしたところでも活用ができればっていうのもあるんですけど。これ 個人でバラバラになるわけですね。 明星学校教育課長

そうです。

古川教育長

個人の意思で。学校全体でこう統一していくっていうことではなくて。

明星学校教育課長

個人単位で。

古川教育長

それの管理というか見届けのっていうところをしっかりやっていかないといけないなっていうところをお願いできないかなというところですけども。会社経営とか何かでありますか。

渡邉委員

はい。大変厳しい基準がありますので。

古川教育長

労働時間と労働基準法に照らして無理な勤務・勤務時間が集中すること は、これはもう。

明星学校教育課長

もうそれは規定がされている。

古川教育長

はい、わかりました。そういうふうで進めていきます。今お話ありましたけど、そのためにはちょっと規定の整備等も必要になってきますのでよろしくお願いします。

ご質問等よろしいでしょうか。

(委員:意見なし)

では、ありがとうございます。その他はありますか。

(事務局:特になし)

では最後に次回の日程を確認したいと思います。

渡辺事務局長

※2月・3月定例会、3月臨時会の日程調整について説明 (委員日程調整)

2月定例会は2月26日(水)15時00分から。

会場はみのかも文化の森2階 研究室。

F-0査定の会と同日開催となります。

3月臨時会は3月6日(木)13時00分から。

会場は美濃加茂市生涯学習センター2階 202会議室

3月定例会は3月19日(水)15時00分から。

会場は美濃加茂市生涯学習センター2階 203会議室。

総合教育会議を同日に開催予定です。

古川教育長

その他よろしいですか。

それでは以上で令和7年1月定例会を閉会いたします。皆さんありがと うございました。

閉会 午後5時05分